

自筆証書遺言書保管制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

ご自身で作成した遺言書は、法務局で安全・確実に保管することができます。

法務局に預けておけば、紛失や改ざんを防ぐことができ、本人が亡くなられた場合、ご遺族に通知することもできます。また、遺言書の内容を証明書として取得し、相続登記手続き金融機関での各種手続きに利用することができます。

手続きは予約制となっていますので、まずはお問い合わせください。

■受付時間

平日の 8 時 30 分～ 17 時 15 分まで
(年末年始・祝日を除く)

■手続きの詳細 旭川地方法務局ホームページ

https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/category_00015.html

◎問合せ先

旭川地方法務局供託課 ☎ 0166-38-1167

「自筆遺言書作成講座」の開催について

旭川地方法務局留萌支局では、自筆証書遺言書の作成をお考えの方向けに、「自筆遺言書作成講座」を開催します。

本講座では、自筆証書遺言書のメリットや作成のポイント、また、当支局で行っている自筆証書遺言書保管制度を紹介します。

遺言書の作成を考えている方は、ぜひご参加ください。

■日時 令和 5 年 12 月 19 日 (火)
13 時 30 分～ 16 時 00 分

■場所 留萌市大町 2 丁目 12 番地
留萌地方合同庁舎 2 階

■定員 先着 16 名 (要予約)

■費用 参加無料

◎問合せ先および予約先

旭川地方法務局留萌支局 ☎ 0164-42-0492

詳しくは下記 URL の旭川地方法務局ホームページをご覧ください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>

総務省から「信書」についてのお知らせ

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができることと定められています。宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として信書の送付はできません。

詳細は、下記アドレスからご覧ください。

■詳細

信書制度 (当真あみさん)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000870213.pdf

信書便制度

<https://www.soumu.go.jp/yusei/shinshobin.html>

◎問合せ先

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

☎ 03-5253-5975

✉ shinsyo_soudan@soumu.go.jp

「北海道ゼロチャレ!家計簿」 新規登録&入力継続キャンペーンのお知らせ

北海道は、全国と比べ、家庭における温室効果ガスの排出割合が高く、ご家庭での取組が重要になります。

道では、環境省北海道地方環境事務所と連携し、家庭における CO² 排出量を可視化できるアプリを開発しました。

アプリは、電気やガス、ガソリンなどの使用量、料金を入力することで、毎月の光熱費と CO² 排出量の推移のグラフが自動で作成され、類似世帯との比較や参加者内でのランキングなども表示されます。

■「北海道ゼロチャレ!家計簿」キャンペーン

登録及び 2 ヶ月分以上データ入力した方を対象にプレゼントキャンペーンが実施されています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

■応募期間

10 月 12 日 (木) ～ 11 月 30 日 (木) まで

■ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tot/zerotyare_kakeibo_campaign.html

◎問合せ先

北海道経済部ゼロカーボン推進局

地球温暖化対策課 ☎ 011-204-5190